

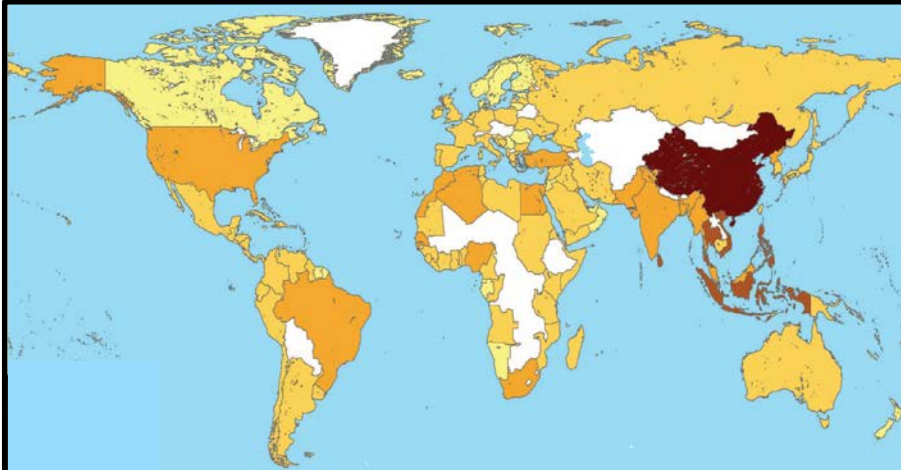
参考資料

レジ袋有料化に係る背景について

1. レジ袋有料化に関する経緯

海洋プラスチックごみの現状

陸上から海洋に流出したプラスチックごみ発生量(2010年推計)ランキング



海岸から50km以内に居住している人々によって不適正処理されたプラスチックごみの推計量(2010年)で色分けした地図
(濃い色ほど、ごみの発生量が多い。)

1位	中国	132～353万 t / 年
2位	インドネシア	48～129万 t / 年
3位	フィリピン	28～75万 t / 年
4位	ベトナム	28～73万 t / 年
5位	スリランカ	24～64万 t / 年
	⋮	
20位	アメリカ	4～11万 t / 年
	⋮	
30位	日本	2～6万 t / 年

○陸上から海洋に流出したプラスチックゴミの発生量(2010年推計)を人口密度や経済状態等から国別に推計した結果、1～4位が東・東南アジアであった。

(参考)Plastic waste inputs from land into the ocean (2015.Feb. Science)

○ダボス会議(H.28.1月)では、2050年までに海洋中に存在するプラスチックの量が魚の量を超過するとの試算が報告された(重量ベース)。

(参考)The New Plastics Economy Rethinking the future of plastics(2016.Jan. World Economic Forum)

海洋プラスチックごみ問題に関する国際動向

- 世界全体での取組が急務であるという共通認識のもと、国際枠組における議論が加速。

＜G7エルマウ・サミット（2015年6月）＞

- 海洋ごみ、特にプラスチックごみが世界的課題であることを初めて提起。

＜世界経済フォーラム（ダボス会議）（2016年1月）＞

- 世界経済フォーラムとエレンマッカーサー財団が「世界の海に漂うプラスチックごみの量は、実効的なアクションをとらなければ、2050年までに魚の量を上回る」と警鐘を鳴らす。

＜G20ハンブルク・サミット（2017年7月）＞

- 「G20海洋ごみ行動計画」の立ち上げに合意。
※発生抑制、廃棄物管理、調査等の取組項目を列挙。数値目標は含まない。

＜G7シャルルボワ・サミット（2018年6月）＞

- カナダ及び欧州各国が「海洋プラスチック憲章」を承認。

＜第4回国連環境総会(UNEA4)（2019年3月）＞

- ワンウェイプラスチックに関する閣僚宣言を採択。
※2030年までに使い捨てプラスチック製品を大幅に削減。

＜G20大阪・サミット（2019年6月）＞

- 2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまでする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有しつつ、閣僚会合で採択した「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を承認。

G20大阪サミットの成果

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

- ・ G20首脳が、共通のグローバルなビジョンとして共有
- ・ 他の国際社会のメンバーにもビジョンを共有するよう求める

「社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」



G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組

- ・ G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で採択
 - (1) G20各国は、以下のような自主的な取組を実施し、効果的な対策と成果を共有、更新
 - ①適正な廃棄物管理、②海洋プラスチックごみの回収、③革新的な解決策（イノベーション）の展開、④各国の能力強化のための国際協力など
 - (2) G20各国は、協調して、①国際協力の推進、②イノベーションの推進、③科学的知見の共有、④多様な関係者の関与と意識向上等を実施するとともに、G20以外にも展開
- ・ 上記を、G20首脳が承認

「我々はまた、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を支持する。」

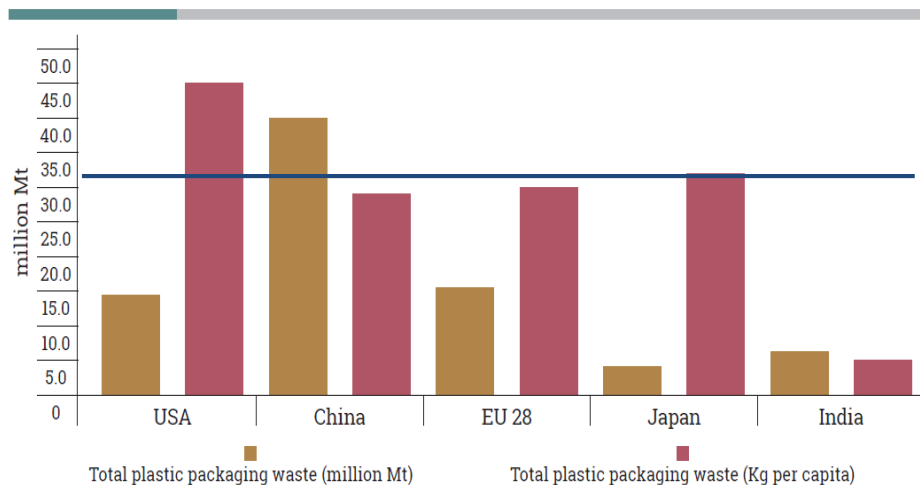
日本における従来のプラスチック排出抑制に向けた取組について

- 日本は、国民 1 人あたりのプラスチック容器包装の廃棄量が諸外国に比べて多いものの、従来より、廃棄物の適切な処理・3 Rに率先して取り組んできた。

2018年6月に発表されたUNEPの報告書『シングルユースプラスチック』によれば、各国の 1 人あたりプラスチック容器包装の廃棄量を比較すると、日本の人口1人あたりのプラスチック容器包装の廃棄量は、諸外国に比べて多い

人口1人あたりプラスチック容器包装廃棄量

Figure 1.5. Plastic packaging waste generation, 2014 (million Mt)¹⁷



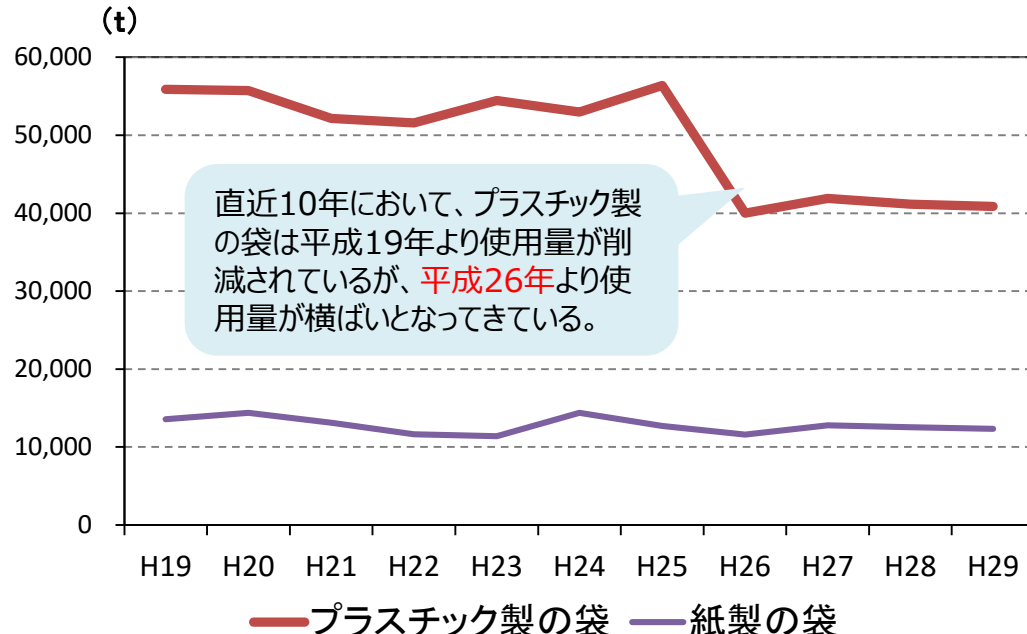
Source: Adapted from Geyer, Jambeck, and Law, 2017

(出典) UNEP “SINGLE-USE PLASTICS” (2018)

従来の取組

- ・容リ法に基づく、容器包装廃棄物の分別収集・再商品化の促進
- ・海岸漂着物処理推進法に基づく海洋ごみの回収・処理などの対策
- ・産業界の自主的取組によるレジ袋有料化、ペットボトル軽量化など

容器包装リサイクル法における袋の排出抑制に向けた取組



(出典) 経済産業省「平成30年度地球温暖化問題等対策調査（容器包装リサイクル推進調査＜再商品化義務履行状況及び使用合理化状況調査＞）」

日本におけるプラスチックごみ対策の方針

- プラスチックごみによる海洋汚染問題の解決は、ごみの適切な回収・処分が大前提であり、それでもなおプラスチックごみが海洋流出するリスクに備えて新素材の開発などイノベーションによる解決で世界に貢献していくことも重要。
- ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品については、資源・廃棄物制約や地球温暖化対策等の観点も踏まえ、「価値づけ」を通じた消費者のライフスタイル変革を促しつつ、再生可能性資源への適切な代替の促進にも取り組む必要がある。

プラスチック資源循環戦略（2019年5月）

地球規模での資源・廃棄物制約、海洋プラスチック問題、地球温暖化等への対策として、これまで進めてきたプラスチックの3R（リデュース、リユース、リサイクル）や適正処理を更に推進し、またイノベーションを促進することなどを目的として、今年5月末に策定。

基本原則 3R + Renewable

（リデュースに関する重点戦略）

- レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）をはじめとした、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の「価値づけ」を通じての消費者のライフスタイル変革促進

マイルストーン

- ① **2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制**
- ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用
- ⑤ 2030年までに再生利用を倍増
- ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

海洋プラスチックごみ対策アクションプラン （2019年5月）

今年6月のG20に先立ち、日本が率先して海洋プラスチックごみ対策の行動計画を示すべく、内閣官房の下に設置された「海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係府省会議」にて、今年5月末に策定。

【アクションプランの柱立て】

- プラスチックごみの回収・適正処理の徹底
- ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出の防止
- ポイ捨て・不法投棄されたプラスチックごみの回収
- 海洋に流出したプラスチックごみの回収
- イノベーションによる代替素材への転換
- 取組を促進するための関係者の連携協働
- 途上国等における対策促進のための国際貢献
- 実態把握・科学的知見の充実

“我が国は、1970年代以降、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）等に基づき、家庭や事業者から排出されるプラスチック廃棄物を収集し、生活環境の保全上の支障が生じないよう適正に処理する仕組みを構築・運用してきた。さらに、**1990年代以降、容器包装を始めとして各種のリサイクル法を制定し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に取り組んできた。**こうした取組をベースに、**家庭や事業所から排出されるプラスチックごみの回収・3R・適正処理を更に推進**していく。”（P2）

2. 諸外国のレジ袋規制

諸外国における使い捨てプラスチック袋規制の内容①

① EU指令 2015年	1) EU加盟国が措置すべき事項 軽量のプラスチック製の袋の1人当たりの使用量を2019年末までに90枚以下、2025年末までに40枚以下に削減すること。 (※) 削減方法は各国の施策に委ねることとしている。 2) 対象となる袋 素材、用途で定義 …商品の購入時に供給される、軽量なプラスチック製（50μm未満）の袋 ➤ 除外することができる袋 衛生面から必要とされる厚さ15μm未満の袋 出典：https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015L0720&from=EN
② イギリス 2015年 有料化	1) 対象となる袋 素材、用途、形状で定義 …プラスチック製で厚さ70μm以下 シングルユースで、商品の持ち帰りや配達に使われる袋（オンライン販売も含む） 持ち手があり、密閉されていない口が開いたもの ➤ 除外される場合（例示） 商品の販売ではなくサービスで使われる場合 次の物を入れる場合 郵便物、試作品、次の商品（刃物、花、球根、生鮮食品、土、処方薬など） 再利用可能な袋（厚さ50-70μm） 2) 価格 5ペンス（約10円）以上（法定） 出典：http://www.legislation.gov.uk/ukxi/2015/776/schedule/2/made

諸外国における使い捨てプラスチック袋規制の内容②

③ フランス 2016年 禁止	1) 対象となる袋 素材、用途で定義 …使い捨て（50μm未満）のプラスチック製の袋 （ばら売り用の野菜・果物袋など、レジ袋以外の使い捨てプラスチックの袋も含む） ➤ 除外される場合（例示） 次の基準を満たす場合：必要最低含有率（※）以上のバイオマスを原料とし、かつ一般家庭でコンポストにすることができる （※）…段階的に割合を引き上げ、2025年には60%以上とする予定 JETROパリ調べ
④スペイン 2018年 有料化	1) 対象となる袋 素材、用途で定義 …商品の販売時点(オンライン販売および宅配を含む)で消費者に提供されるプラスチック製の袋 ➤ 除外される場合（例示） 衛生面から必要とされる場合：厚さ15μm未満、あるいは果物、野菜、肉、魚などの食品の一次包装としてその使用がこれらの食品の無駄を防ぐのに役立つもの 次の基準を満たす場合：50μm以上の厚さで70%以上の再生プラスチックの割合を持つ ※ただし、2021年から、厚さ50μm未満のプラスチック製袋については原則提供が禁止される予定。 2) 価格 価格は事業者の自由 ただし、国が法令で示す概算価格を参考として利用可能 除外要件以外の用途を意図した厚さ15μm未満のバッグ：5セント／袋 15～49μmの厚さの袋：15セント／袋 50μm以上の厚さの袋：15セント／袋 50μm以上の厚さ、かつ再生プラスチックを50%以上70%未満含む袋：10セント／袋 出典：スペイン王国令293/2018(Real Decreto 293/2018, de 18 de mayo, sobre reducción del consumo de bolsas de plástico y por el que se crea el Registro de Productores.)https://www.boe.es/buscar/doc.php?id=BOE-A-2018-6651

諸外国における使い捨てプラスチック袋規制の内容③

⑤

オランダ

2016年
有料化

1) 対象となる袋

素材で定義

…プラスチック製の袋

➤ 除外される場合（例示）

衛生面または利便性から必要な場合（かつ、15μm以下）

ばら売りの食料品を汚れや病原菌から守る/密封されていない容器からの生魚、生肉の漏れ汁をキャッチする/ばら売りの果物やパンの損壊を防ぐ

他の制度上必要な場合

空港の免税店で液体を入れた容器や缶を購入した際に、規定に沿って透明の袋を使用するとき

広告目的で用いる場合

2) 価格

価格設定は事業者の自由。政府は1枚あたり0.25ユーロを推奨。

出典：<https://www.government.nl/topics/environment/ban-on-free-plastic-bags>

⑥

カナダ、
モントリオール
州

2018年
禁止

1) 対象となる袋

素材、用途、形状（薄さ）で定義

…プラスチック製の買物袋（50μmよりも薄いもの）

➤ 除外される場合（例示）

買い物袋と見なされない場合（小売店においてレジまで食料品を運ぶために限り使われる場合）

衛生面の観点から不可欠である場合（食料品が他の品と直接的にふれあうのを避けるために限り使われるプラスチック袋）

出典：https://ville.montreal.qc.ca/portal/page?_pageid=7418,142803238&_dad=portal&_schema=PORTAL

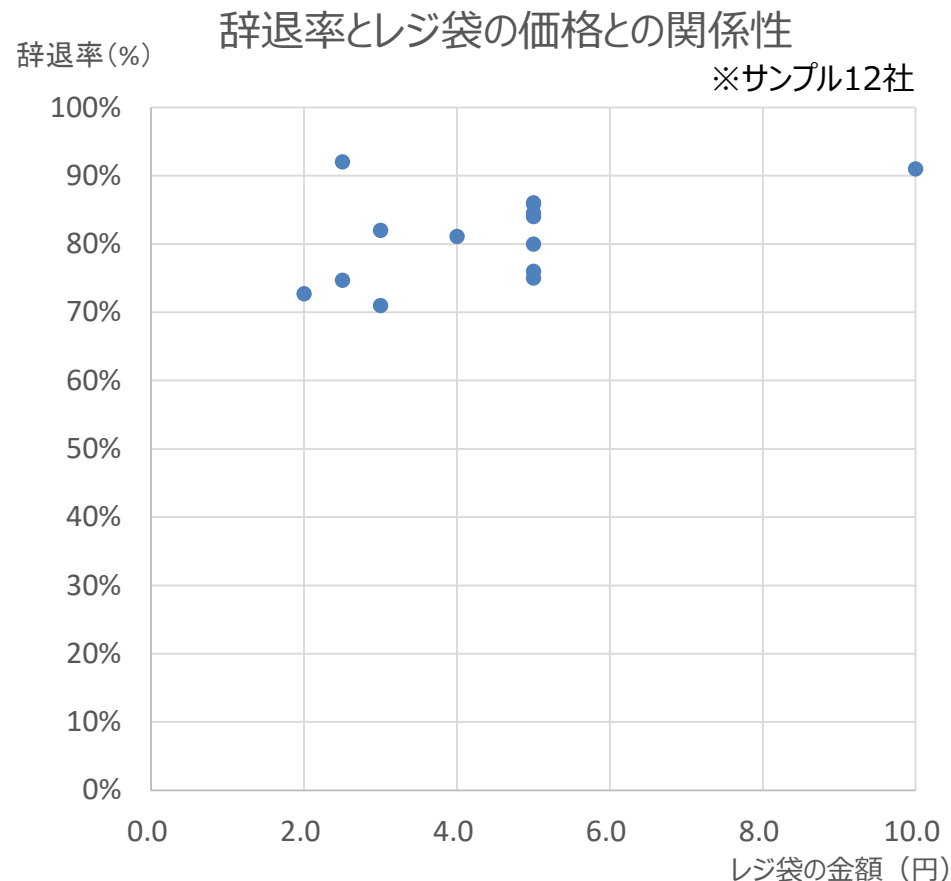
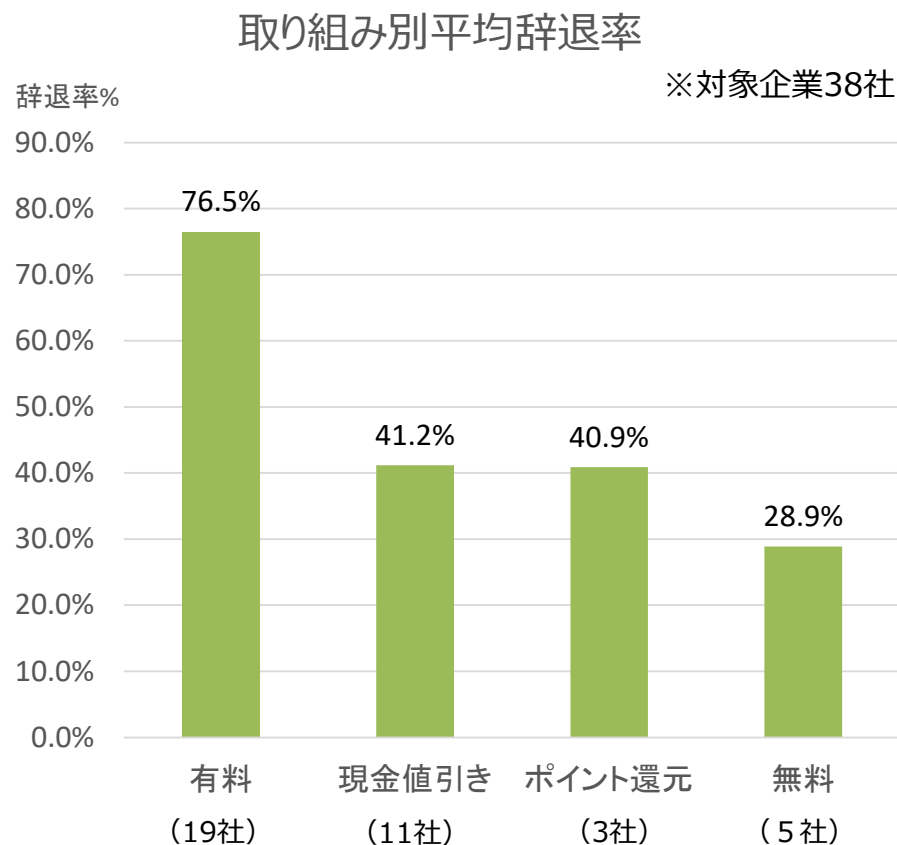
諸外国における使い捨てプラスチック袋規制の内容④

⑦ アメリカ、ワシントンDC 2010年 有料化 (一部禁止)	1) 対象となる袋 素材、用途で定義 …食品あるいはアルコールを販売する全ての商店において、レジにて消費者が受け取るリサイクル可能な紙またはプラスチック製の使い捨ての持ち運び用の袋 ※リサイクル可能な袋以外は使用禁止 ➤ 除外される場合（例示） 次の物を入れる場合 ナッツ/冷凍食品、肉や魚/処方薬/新聞/無機・有機の廃棄物/レストランから持ち帰る食品/その他 2) 価格 1枚あたり5セント（法定） 3) その他 レジ袋の売上げは定められた割合で環境保全のために寄付 出典：https://doee.dc.gov/page/bag-law-faqs
⑧ 中国 2008年 有料化 (一部禁止)	1) 対象となる袋 素材、用途で定義 …小売店にて提供され、消費者が商品を持ち運ぶまたは保持するためのプラスチック製袋（ただし、25μm以下の非生分解性プラスチック袋については生産、販売、使用を禁止） ➤ 除外される場合（例示） 健康と食品安全のために使用される場合 次のものをまとめて入れる場合 生鮮食品、調理された食品、麺類 2) 価格 レジ袋の価格は小売業者が設定。ただし、以下のいずれかにでも反してはいけない。 ・原価以下の価格でプラスチック袋を売ること ・上述した価格設定、もしくは求められている情報、あるいは求められている方法を明示しないままプラスチック袋を売ること ・ディスカウント等により、明示された価格以下でプラスチック袋を売ること 出典：http://www.lawinfochina.com/display.aspx?lib=law&id=6822

3. 国内のレジ袋に関する先行取組の状況

レジ袋辞退率の実例

- レジ袋の配布条件により顧客の辞退率が変わり、現金値引きやポイント還元の40%強に比べて、有料化の場合76.5%の顧客がレジ袋を辞退している。



(出典) 環境省アンケート調査結果を基に作成

自治体の取組状況①

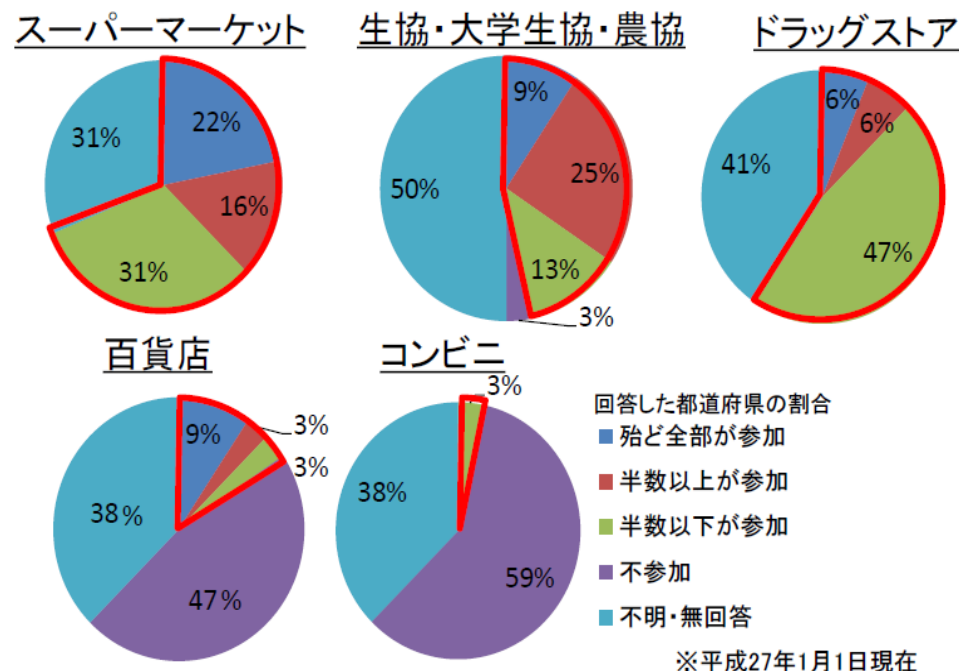
- 19の都道府県が事業者等との協定または登録方式でレジ袋有料化を推進している。いずれの場合も参画事業者はスーパーマーケット、生協や農協等が実施している場合が多い。
- 条例で有料化を推進している市区町村もある。

- レジ袋有料化の取組を県全体で協定または登録方式により推進している都道府県
青森県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県、富山県、石川県、長野県、山梨県、岐阜県、愛知県、滋賀県、鳥取県、広島県、山口県、徳島県、長崎県、大分県、沖縄県
合計19件

※この他にも、個別市町村と連携して有料化の取組を進めている県もある（三重県）

- 条例で有料化を推進している市区町村
新潟県佐渡市、島根県出雲市、東京都杉並区、埼玉県川口市 等

都道府県が把握している管内の小売事業者のレジ袋有料化への参加状況



自治体の取組状況②

- 有料化を協定または登録方式で推進している19都道府県を対象に、制度の比較を実施。

	最も回答が多かったもの	その他の回答例
有料化の実施方法	有料化のみ (約 5 割)	・ ポイント還元や値引きも並行して実施 (栃木県、石川県等)
金額の例示	なし (約 9 割)	・ 1枚5円を目安で例示 (山口県、鳥取県)
収益の使途	指定なし (約 5 割)	・ 指定している場合、環境保全活動や 寄付等への活用 (富山県、石川県、新潟県等)
フォローアップ	参加事業者からの取組実 施状況の報告（多量排出 事業者に限定している場合 もある） (約 9 割)	—

自治体の具体例

富山県の例

- 2008年より消費者団体、事業者、行政が協定を締結して協議会を設置し、レジ袋有料化を実施。432店舗（48事業者）が賛同。マイバック持参率は95%（2017年時点）
- <実施方法> ①金額：各社の自由裁量、②対象：プラスチック製の袋（バイオマス、生分解性プラスチックを含む）及び紙袋、③収益の使途：地域の環境保全団体等への寄付、④フォローアップ：実施者全員が定期的な報告

新潟県佐渡市の例

- 2007年よりレジ袋有料化の条例によって一律実施。レジ袋辞退率は80%（2017年時点）
- <実施方法> ①金額：各社の自由裁量、②対象：商品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手さげ、③収益の使途：事業者判断、④フォローアップ：レジ袋多量使用事業者（年間10万枚以上）は計画書や実施状況の報告

徳島県の例

- 2019年6月より消費者団体、事業者（イオンリテール）、行政が協定を締結し、レジ袋有料化を実施。現在、更なる協定に参画する事業者を募集中（2019年時点）
- <実施方法> ①金額：各社の自由裁量、②対象：プラスチック製の袋（バイオマス、生分解性プラスチックを含む）、③収益の使途：収益は事業者判断だが環境保全等の社会貢献への活用を協力依頼、④フォローアップ：実施者全員が定期的な報告予定